

厚 生 委 員 会

令和 7 年 6 月 1 1 日 (水)

厚生委員会

日 時 令和7年6月11日（水）午前10時00分開会ー午前11時03分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 大里委員長、早川副委員長、松尾、中原、竹原、奥野、谷地、坂原

欠席委員 なし

傍聴議員 谷崎、出口、瀧見

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長会計管理者、内山財政改革部長
谷総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事
川井しあわせ創造部理事兼保健センター所長
中島子育て支援課長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

大里委員長 おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。理事者については、関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いします。

初めに、案件1補正予算について、6月5日の本会議において本委員会に付託を受けました議案1件を審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第30号、令和7年度一般会計補正予算（第2次）についてのうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

川井理事。

川井しあわせ創造部理事 それでは、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

16国庫支出金、1国庫負担金、保健衛生費負担金として、151万6,000円の増額補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金です。

歳出にてご説明します新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金に対する国庫負担金となります。負担割合は10分の10です。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計151万6,000円の増額補正

でございます。

大里委員長 歳出も続いてお願いします。

川井しあわせ創造部理事 失礼しました。続きまして、歳出についてご説明いたします。

4衛生費、1保健衛生費、予防接種経費といたしまして151万6,000円を増額補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金です。

資料の2ページをご覧ください。

厚生労働省の予防接種健康被害救済制度についてのリーフレットです。予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害が起こることがあります。極めて稀であるものの、副反応による健康被害をなくすることができないことから、予防接種法には救済措置が設けられております。

今回、本町で臨時予防接種として実施した新型コロナウイルスワクチンについて、健康被害が生じたと認定されたため、対象者に対し救済措置として健康被害給付金を支払う必要があるため、増額補正するものです。

財源は、歳入でご説明しました新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を充当します。

以上、当委員会付託分としまして、合計151万6,000円の増額補正でございます。

大里委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんでしょうか。坂原委員。

坂原委員 コロナウイルスの予防接種の健康被害に対する給付金という説明でした。これは7年度の補正予算で上がってきてるので、これは7年度に入ってから的事案といいですか、7年度に入ってから健康被害が発生したということでしょうか。お願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センター川井です。坂原委員のご質問にお答えいたします。

今回この事案につきましては、7年度に入ってからのもではなく、過去の予防接種における健康被害が認定されたものになります。請求者からのご相談におきましては、令和4年度からの健康被害について申請をいただいております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 令和4年度に実施した予防接種で健康被害が生じたということでしょうか。それにしたら、令和7年まで年数かかっていると思うんですけど、どうでしょうか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

令和4年度からの請求をいただいておりますが、請求者の方につきましては、令和3年度、令和4年度に臨時の接種をそれぞれ複数回受けておられます。複数回受けた後に持病が悪化しまして、その後治療を続けておられましたが、主治医とご相談され、健康被害の申立てをするという意向を岬町のほうにご相談いただきましたのが、令和6年2月になります。2月にご相談いただきましてから、健康被害の申立てに必要な書類をそろえていただき、あと岬町で健康被害の調査委員会を開催いたしました。その上で府、国のほうへ進達いたしました。認定がおりましたのが3月に入って、この令和7年3月に認定が下りましたので、今回の補正予算での補正予算の要求となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 時期については分かりました。

これは健康被害給付費となっているので、先ほどの健康被害救済制度の説明のところであった障害が残ってしまった場合というものもあるんですけど、これは障害が残るまでもいってないけど健康被害があったということなんですね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 健康被害の詳細については守秘義務がございますので、詳細には述べることはできないのですが、こちらの方につきましては持病が悪化したという内容となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 最後に、一番気になるのがその当事者の方の健康状態ですが、現在はもう健康回復されてるってことでよろしいのでしょうか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 請求者の方につきましては、現在も持病の治療を続けていらっしやいます。

大里委員長 ほかにございませんでしょうか。谷地委員。

谷地委員 私のから幾つか質問させていただきます。

まず、念のための確認ですが、今回のこの給付の対象者の方っていうのは1名っていう認識でよろしいのかっていうのと、あとは、実際今こういったワクチンで稀なケースっていうことかと思うのですが、今回の方は実際に国にも認定をされて、こういった給付制度っていうところを活用いただけるということですけども、それ以外にも現在岬町に相談ないし、申請ということをされてる方っていうのが、ほかにもいらっしゃるのかっていうのと、あとは、先ほど坂原委員からも質問あった、結構やっぱりその申請をされてから大分時間がかかっているとは思っていますが、これっていうのが一旦町のほうに相談があって、町で一旦審査会みたいなことをやった後に、そこから多分厚労省に多分情報を伝えて、そこでまた審査会かけるっていうふうな流れになってるのかと思いますが、実際その辺のタイムスケジュール的なところをもう少し教えていただきたくて、町に相談があってから、町で審査会を終えて、国にさらに審査をお願いしたのがいつかという。やはり、どこで時間がかかっているのかというところを少し明らかにしたいので教えていただきたい。

あともう一つは、これ多分コロナワクチンに限ったものではなくて、これってそれ以外のインフルエンザとか、様々なワクチンに対してこれ救済制度というのが適用されるものなのか。

以上について回答をお願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。谷地委員のご質問にお答えいたします。

現在岬町におきまして申請をしていただいている方、今回の件につきましては1件です。これまで健康被害についてご相談ないし、お問合せをいただいた件数は8件です。それぞれの方に健康被害の申立てについてのご説明、リーフレット等をお渡しいたしました。最終的には、そこから申請は上がってきていないです。申請につきましては、請求者様の意思によるものになりますので、こちらとしては丁寧に対応をいたしました。

今回の時間がかかったのではないかというご質問についてですが、確かに健康

被害の救済制度は、申立てから今回の認定に至るまで時間がかかったというのは、担当としても感じるところです。

令和6年2月にご相談をいただいた後、まず保健センターにおきまして、どのような状態であったのかということとを事前に聞き取りを請求者様からさせていただきまして、申請の意思があるということになりましたので、まず請求者様に資料を、主治医のほうからこれまでの診療記録であるとか、あとは医療に係りました領収書等、それらを全てそろえていただきまして、岬町にご提出をいただきました。診療記録については数十ページにわたるもので、専門的なものもありましたので、まず保健センターの事務局で、内容等に漏れがないかどうかを確認をさせていただき、何度か請求者様とやり取りをさせていただきまして、ご協力をいただいたところです。

その後、この健康被害につきましては、岬町におきまして、岬町予防接種健康被害調査委員会を開催することとなっております。委員会といたしましては請求者様からの申請が挙げられました健康被害の申立てについて、その内容について確認をし、調査をするものになります。

健康被害の調査委員会につきましては、令和6年7月に開催させていただいております。令和6年7月に開催しました後、委員会におきましては、請求者様からの申立てについて、この健康被害はワクチン接種による影響否定できないという形で認定をさせていただきまして、委員会の委員の先生より追加資料として、持病が悪化する前の診療記録であるとか、そういったものも取り寄せてほしいということと言われましたので、またそちらのほうを請求者様にお願いしまして、病院から取り寄せていただき、全ての資料をそろえまして、令和6年9月に大阪府に進達しております。その後、大阪府から国に進達がされまして、令和7年3月の国における救済措置制度に係る審議会にかけられ認定をされております。

この救済制度につきましては、申請から認定までの間に半年から1年半かかると聞いております。ですので、やはりその部分に時間がかかっているということはあるのかと思っておりますが、こちらにつきましても、大阪府等に問合せをさせていただきまして、認定が下りてから速やかに岬町のほうに進達をお願いしました。

3月に国の審議会のほうで認定がおりまして、そこから手帳が、国のほうから

大阪府を通して、健康被害の手帳の交付、あとは必要書類等をそろえまして、請求者様には令和7年4月に面談の上、手交させていただいております。

やはり岬町でも初めての健康被害の申立てであったことから、書類の確認、あとは請求者様のご説明で、どのようにすればいいのかということのを内部で話合いましたので、請求者様からはまだなのかというふうなお話もいただいたんですが、その都度ご説明をさせていただきまして、4月の時点では今後の手続、あと病院へのかかり方等の説明をして、一旦ご了解をいただき、給付金については補正予算確定後、速やかにまずお支払いをするということでお話をさせていただいております。

3番目のご質問なんですけれども、今回は新型コロナウイルスのワクチン接種に係る健康被害での救済制度の申立てでございましたが、予防接種につきましては予防接種法に基づきまして、全ての定期予防接種につきまして、救済制度が設けられております。ですので、赤ちゃんが受ける予防接種、あと高齢者の方のインフルエンザや、今般始まりました带状疱疹等につきましても、法に基づき救済措置が設けられております。

なお、定期の予防接種以外に任意の予防接種というものがございしますが、任意の予防接種につきましては、市町村での救済措置制度の対象にはならず、別の手続によって救済制度が設けられております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 大体1年か1年半ぐらいやっぱりかかる。やはり大阪府から、国からっていうところで、そういったところいろんなところで、やはり慎重に審査してっていうところで、どうしても時間がかかるという部分で一定の時間がかかるのは致し方ないのかと思います。

そんな中、今回岬町では初めてのケースだったというところと、あとやっぱり保健師さん、なかなか人手が足りていないという現状も認識しておりますので、やはり、それでも被害者さん、被害者の方にとってはできるだけ早くという思いというところはあると思いますので、これは今後の課題だと思いますが、できるだけ町の中でのやっぱり処理っていうところはスピード感、よりスピーディーにできるような体制だったりとか、あとは今回の事例を踏まえてのノウハウの蓄積だったりとか、その辺の共有とか、そういった形でスピーディーに対応できるよ

うな仕組みをつくっていただきたいと思います。

それと、実際今回申請に至った方が1名というようなご説明でしたが、それ以外にも相談はされた方はいらっしゃったところで、その方には一応こういった制度があるよってという案内をしたけれど、まだ申請というところには至っていないというふうなご説明があったんですけども、その後はどうですかという形での住民さんにフォローみたいな連絡がされたのかなってという部分と、あとは、これを聞くのは実際に、もしも本当は申請したいんだけど、どっかですみずいていてっていうんだったら、それを何か手助けするようなことをしてあげたらいいのかなとは。それは、全然やっぱりその後回復して問題ないというならいいんですけども、相談されたってことはその後の状況が気になるなと思うので、その後の対応について教えていただきたいっていうところと、あとは、私もこの救済制度というところをちょっとまだあまり理解ができてない部分ですが、今回はコロナワクチンの救済制度っていうところを活用してっていう。それ以外の予防接種についても同様の制度があるっていうご説明あったと思いますが、実際接種するときに、こういった救済制度ありますよっていうのを一緒に案内ってされてるんでしたっけ。というのが、実際こういう制度があるってことを知らない方とかもいらっしゃった場合に、やはり体調に違和感があったときに、こういった制度があるっていうことを知ってたらお医者さんに相談したりっていうところで、知ってる知らないっていうところが重要だと思っていて、それは1個のリスクとして、どうしてもゼロ%ではないっていうところで、接種時にこういった案内って今されてるのかなという。そこについて回答をお願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。谷地委員のご質問にお答えいたします。

まず、それ以外の相談者の方、もしくはお問合せの方について、その後のフォローということなんですが、8名の方いらっしゃいまして、皆様にリーフレットと等をお送りして、その後、複数回の相談等もございました。

その中で8名のうちもう大半の方が、もう今回申請はしないですということで、相談が終わってらっしゃいます。医療機関において、因果関係を否定されてたとしても申請はできるんですが、接種医もしくはかかりつけ医から、それは予防接

種の影響ではないと思うということを言われたので上げないですという方がいらっしゃると思います。

ただ、事務局としては、この健康被害の救済制度については、たとえ接種医等が否定をしたとしても、申請は可能なのではというお話をさせていただいて、もうそれ以上は相談者様が請求され、申請をされるかどうかということですので、これ以外の方につきましては、皆さんその話をして最終的には申請の意図がないですということでお伺いしております。

もう一つ、健康被害の救済制度についての周知ですが、予防接種につきましては全ての予防接種、接種を受ける前に、その予防接種に関する説明書というものを皆様にお渡しさせていただいております。その説明書の中には、健康被害についてということで、その案内がございます。予防接種につきましては副反応がやはりあるものですので、そのリスクの説明も必要ですし、健康被害もしくは副反応で困った場合にはご相談をくださいというものを、全ての方にお渡ししている状況です。

また、接種医になる医療機関におきましても、副反応等についてのご相談等があった場合には、必ず医療機関のほうで状況を診察をしていただくようお願いするとともに、何かあった場合には保健センターのほうへお知らせをいただきたいということでやり取りをさせていただいております。

なかなか健康被害についての一文が説明書の中にあったとしても、予防接種につきましては、まず接種を受けて、接種を受けるということが第一目的にされておりますので、なかなか目に留まらないのかなと思いますが、副反応、健康被害についてのリスクについては、保健センターでも説明をいたしますし、医療機関でも説明をしていただいた上で、そのリスク等を分かった上で、説明書を読んだ上での予防接種ですかという問診票で尋ねる記載もございますので、こちらにつきましては周知を行っている状況です。

大里委員長 松尾委員。

松尾委員 令和6年2月にこの方が相談されて、令和7年3月に認定されたということなんですが、その被害者のことを思うと、一刻も早く、誰もそう思っていると思いますが、一刻も早くその認定していただきたいという思いがあると思うんです。

今その説明の中で審査会、その健康被害審査会を開かないといけないというこ

とがあったと思いますが、この新型コロナウイルスのこの健康被害についてに限って、ここを開催せずに、もう直接国へ必要書類を送るっていうことはできないのかな。ちょっとでも期間を短くというか、できないのかなと思ったときに、これをしないといけないのかな。これも7月、令和6年7月開催されているということなので、できたらもうすぐにやっていただけたらというのもあるんですけど、そもそもそれをなくして、もうそのまま直接送ることってできないのかなっていうのをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

大里委員長 答弁をお願いします。川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。松尾委員のご質問にお答えいたします。

私どももやはり健康被害に遭われた方の救済措置については速やかに認定をされるものだと考えておりますが、この健康被害の救済措置に関しまして、岬町の予防接種健康被害調査委員会を開催しないということは、法律上できなくなります。やはり予防接種法に基づきまして、この健康被害の調査委員会開いた上で、岬町においての意見を付して、大阪府、国へ進達することとなっております。

また、あと健康被害調査委員会の招集につきましても、各委員の方の日程調整等に若干お時間をいただくことがあります。委員につきましては大阪府において認められた健康被害の救済の委員が2名、岬町内の医師が2名、そして泉佐野保健所の所長の1名ご出席いただきますので、日程調整にも時間がかかるところでございます。

今後、やはり先ほど谷地委員からのご質問にもあったように、今回の1事例通しまして、保健センターのほうでも、もう少し速やかに進めることができないのかということは考えているところで、次回以降、速やかに進むようにしていきたいと考えています。

大里委員長 松尾委員。

松尾委員 ぜひ今回初めてのことでありますから、なかなか分からないところもあったので、時間がかかったというのは、これは仕方がないというところやと思います。今回を期に速やかにできるような体制をつくっていただきたい。これは要望です。

あと谷地委員からもありましたように、周知のほうを例えば岬だよりとか、ちょっと今回こういう事例があったので、もう一度皆さんに広く周知していただき

たいなというふうに思いますけれども、そういったお考えがないかどうかお聞かせください。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 健康被害の周知につき、松尾委員のご質問にお答えいたします。

やはり広く周知というところでの方策は必要と考えております。今回改めて予防接種を行う上での必要な書類等を確認をさせていただいて、健康被害についても確かに説明書には書かれてある。あとホームページ等でも健康被害のこと一文は触れているんですが、予防接種のホームページも見にくいなというところもありますので、そういったことも含めて機会を見て周知広報していこうと考えております。

ただ、具体的に岬日より、ホームページ、LINE、どの部分で行ったらいいかは、検討したいと思います。

大里委員長 奥野委員。

奥野委員 川井理事からの細かな説明をいただけてますが、この1件の方は説明いただいた中で、持病が悪化したというような説明あったと思いますが、当然何かの持病があるという方ですが、当然今までのどっかの診療主治医がおられて、もういろいろと診察を受けられてると思いますが、そのワクチンを打つ時点で、当然打つ前にも問診いろいろとあると思いますが、主治医なり問診のところで、もうやめときなさいみたいな、そういうやり取りはされないのかな。自分が持病あって、主治医に打って大丈夫ですかねとか、自分だったらそんな感じで聞くとありますが、そういうやり取りはなかったんでしょうかね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。奥野委員のご質問にお答えします。

詳細は申し訳ないですが、分かりません。ただ、皆様をお願いしているのは、やはりリスクがあるものですので、接種の前には必ず主治医にご相談をくださいということをお願いしております。

大里委員長 奥野委員。

奥野委員 当然主治医にも確認してオーケーだというようなあれだったと思いますが、そのワクチンを打つことによるその因果関係的なものは、発症しないと分からないということになってくるんでしょうけど、それは因果関係、ワクチンをした

ことよっての原因だということで、今回は補償というか、給付されるという理解でよろしいですか。

大里委員長 答弁をお願いします。川井理事。

川井しあわせ創造部理事 因果関係については否定はできないという形で、町の調査委員会からは意見をして進達をしました。国の認定理由といたしましても、請求者の持病が悪化したことについては、ワクチンの接種の因果関係を否定できないという形で認定を受けてます。また、今回の請求者の申し立ててる健康被害の内容が、通常考えられる副反応の範囲を逸脱しているという形での認定になっております。

大里委員長 奥野委員。

奥野委員 副反応を逸脱してるということは、通常熱が出たりというのが一般的にあったと思いますが、それを越えた、悪化したということですね。その持病が何の持病か分かりませんが、それは言うっていただけることできるんですか。それは個人情報ですか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 すみません。請求者の方の持病につきましては、個人情報になりますので、回答を控えさせていただきます。

大里委員長 ほかにございませんでしょうか。中原委員。

中原委員 今回、今までの各委員からの質疑通じて、全体像についてはよく分かりました。本当に初めての対応で、保健センターとしても非常にご苦労なさただろうなというふうに思いますし、今回認定された方については現在も治療中ということですので、非常に胸が痛むといいますかね。そういう状況だなというふうにお聞きをしました。

それで何点かお尋ねしますが、相談が、今回申請されて認定に至った方以外に8件あったということで、その方々は結局申請はしなかったという状況だけれど、そのときにその主治医からワクチンとの因果関係が認められないというふうに言われた方が何人か分からないんですけど、多くの方はそういうふうなことだったということで申請はしないという判断をなさったと。それに対して、そうだったとしても申請はできるんですよという丁寧な説明をされたということでしたが、そういうことを聞きますと、医療機関への周知だとか、この制度に関わる医療機関の側の特にドクターということになるんでしょうが、理解だとか協力体制につ

いて、きちんと準備がなされたのか。恐らくなされただろうとは思いますが、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、副反応疑いの報告制度というのもありますね。この今回の救済制度とは別ですが、副反応の疑いがあったら必ず報告をしなければならないという制度ありますが、これと必ずしもイコールとか、この救済制度の申請、認定とは直接関係がない別の制度になっておりますが、副反応疑いの報告制度の報告状況についてはどうだったのかについても、この機会にお聞きしておこうと思います。

お願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。中原委員のご質問にお答えいたします。

副反応制度の報告につきましては、予防接種法に基づく医師等の報告がございます。ただ、こちらにつきましては、副反応があった場合、報告を努力義務として位置づけられております。ただし予防接種を各医療機関へ依頼するときに、必ず副反応へのご対応であるとか、副反応報告義務のことにつきましても、毎年予防接種を依頼するときに必要書類として町内医療機関、また3市3町の医療機関、同じものを用いて協力依頼を出させていただいております。

副反応疑いにつきましては、副反応の疑いがあると医療機関で認めた場合、報告についてはPMDA、予防接種の報告を行う機関に申請書を提出する、報告書を発送することになります。この報告書が出されますと、このPMDAより市町村に対してこのような副反応疑いがありましたという報告が来ますが、今回のこの健康被害に関しましては、こういった副反応疑いの報告、PMDAのほうには提出はされていない状況です。市町村のほうに報告が来ておりません。

また、これまでの副反応疑いの報告につきまして、岬町に関しましては、副反応疑いの報告書につきましてPMDAから届いたものがございますので、実際には出されていないものか考えております。

大里委員長 ほかにございませんでしょうか。中原委員。

中原委員 副反応疑いの報告は、コロナの接種が始まったのは2021年ですが、それ以降、そのコロナに関わっては1件も提出されていないという理解でよろしいですか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 岬町に関しては、PMDAより報告がないので、提出されていないというふうに判断しております。報告につきましては医療機関から直接、流れとしては医療機関からPMDAへ、PMDAから各自治体へ報告が流れてきますので、その報告が来ておりませんので、流れていないものだと思います。

ただし、保健センター、当時コロナのときもそうですけども、保健センターまたコールセンターにつきましては、接種後の副反応についてのご相談については、やはり複数件寄せられてまして、全てが大体接種部位が腫れた、あと倦怠感が続く、熱があるというような内容で、説明として、その状況をお伺いして医療機関に見てもらってくださいということと、あと想定される副反応につきましては数週間で消えていくものなので様子を見てくださいというお話をして相談を終了している状況です。

大里委員長 中原委員。

中原委員 今回接種そのものが本当に大変な状況だったと思うんですね、各医療機関においては。接種もそうですし、あとは実際にコロナの患者さんの対応もしなければならぬ。それぞれについてまた報告書の提出等があったということで、なかなか本当に医療機関も大変だっただろうなというふうに思うんですけど、ちょっとその何か1件も報告がなされていないというふうになると、何かちょっと、ちょっと不安を感じる、感じたというのが率直なところです。努力義務ということですので、もうその報告書を提出までしてたら、もうお医者さんが死んでしまうみたいな状況も一方であったんじゃないのかなというふうに思うので、致し方ないのかもしれませんが、ちょっとその点については、実際に、この救済制度についての相談もあったということからも、ちょっとこの制度の運用については十分ではなかったのかなという感想を持ちました。

それで、今後の見通しなんですが、何というか、今のところ継続的に相談に乗っていたり、申請に向けての何か動きをしているということはないということですね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 現時点では、申請の意向を持って申請の準備をされている方はいらっしゃると思います。

大里委員長 中原委員。

中原委員 また出てくる可能性もゼロではないので、今回の1件の方の経験も生かして、迅速に必要な事務が行われるようにというふうに願うものです。

国のほうも随分スピードも早くなっているようですので、今後対象になる方がおられたら迅速な事務を進めていただきたいと要望したいと思います。

それで、今回の1件の方ですが、現在も治療中ということで、今年の4月には今後の手続なども説明されたということなのですが、これちょっと制度上のことでよく分からない点があるのでお尋ねするんですけど、今回は一定期間の分の持病の悪化に対応して、恐らく医療費及び医療手当ということが対象になったのかなというふうに推察されますが、その持病の増悪が続いている状態ということですけれど、今後もこの対象になった方については、一定期間ごとに例えば申請をして補償が受けられたりとか、そういうふうになっていくものなのでしょうか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。中原委員のご質問にお答えいたします。この申請者の方につきましては、今回健康被害が認定されました。今後、健康被害が認定された持病の治療につきましては、治療が継続する、いわゆるその持病が治癒するまで、この健康被害給付金が続いてまいります。

今回、まずこの補正予算におきましては、まず健康被害の申立てのときにそろえて請求をした令和4年5月から令和6年1月までの医療費、医療手当を計算。まず一旦その分の請求を国のほうに健康被害の認定と合わせて、進達をして一定認められております。

今後ですけれども、その後治療を続けていらっしゃいますので、この令和7年度につきましては、その後の令和6年3月から令和8年3月までの医療費、医療手当を、この後順次ご相談をしながら請求をいただいていこうと考えております。また、令和8年度以降につきましても、健康被害の救済措置は継続していきますので、都度都度の請求をお願いする。都度都度請求を上げていただくことになります。

また、今回健康被害を認定されたことで、この方には予防接種健康被害の救済措置の手帳というものが交付されております。手帳につきましては3年間の期限が設けられてますので、その手帳の更新時期になれば、またその手帳更新の手続

をご案内していくこととなっております。

大里委員長 中原委員。

中原委員 引き続き、よく相談に乗っていただきながらということになりますが、手帳を取得されたということは、実際のそのご本人の医療機関にかかったときの窓口負担は、これは支払わなくてもいいということになるんですか。やっぱり一旦支払って、後で申請して請求と。お願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。手帳につきましては、手帳に健康被害を受けた方ですという内容の記載がございます。それを持っていると窓口で支払わなければならないというのではなく、あくまで認定をされた方だという手帳になります。

大里委員長 中原委員。

中原委員 これ国の制度ですので、すぐに改善ということは難しいかもしれませんが、面倒くさいですよ。一々1回お金払って、また書類書いて、領収書の写しとかも恐らく必要でしょうし、何かそれやったら、もう何ていうか現物支給とか、本人が払わんでええようにしたらええのになって思うんですけど。

保健センターとして、今回請求に当たってかなりいろいろな書類なんかもそろえていただくと。ご本人についてということになりますけれども、ご本人やご家族ということになりますけれども、もっとこの辺はこういうふうにしたらいのになとか、事務を行っておられて、何かもうちょっと簡易にするといいですか、申請しやすくするというか、そういうふうに思ったこととか、ありましたらお聞きしたいなと思うんですが。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。中原委員のご質問にお答えいたします。

今回の請求に関しまして、保健センターがこの健康被害の認定をするために一番難しいなと感じたのは、医療機関から提出された診療記録、検査結果、そういったものを見るのが正直初めてでしたので、どの検査結果が何を否定するもので、何を認定するものなのか。そういったものを、それこそ年間を通しての診療記録をいただきましたので、やはりかなりの量と、あとはやはり必要な資料の精査、

内容の確認ですね。やはり隅から隅まで確認をして、確かにこの予防接種を受けた後に病状が悪化されているなということを一旦保健センターのほうでも判断した上で、調査委員の先生方にお示しをしないといけなかった。その部分では非常に事務にやはり時間がかかりました。それこそ数枚の診療記録ではありませんので、かなり大変でした。もちろん請求者の方にも、ここからここまでのこういったものをそろえてほしいということも、具体的にお伝えすることがやっぱり非常に難しく、また申請者様のかかりつけ医でも何を出せばいいのかということでのやり取りがあって、結局出せる診療記録、検査データ、そういったものを一切合切出していただいたような状況になるので、そのデータを見るのが非常に大変でした。

あとは、やはり申請に係って、もう少し分かりやすい、私たちにも分かりやすいものが国のほうで作成されればいいのかということのは思いました。実際には、予防接種法上、もしくはその国の要領を基に行うんですが、具体的にその市町村の窓口でどのようにすればいいのかっていうことが、やはり分からないことが多くて、近隣市町、大阪府へ聞いて、これについては今回の1件を参考に、保健センターで、その手順のフロー図であるとか、そういったものを整えないといけないなということで、今、担当と共に整備を進めているところです。

あともう1件よろしいでしょうか。医療費の支払い等については一旦お支払いをしないいただかなくてはいけないので、健康被害を受けられた方については、本当に一旦は支払わないといけないというところでは、救済措置があってとはいうものの、やはり経済的な負担がかかる制度だなというふうに感じております。

大里委員長 中原委員。

中原委員 後でお答えになった一旦支払わなければならないというね。その点については、どこか機会があれば、制度の改善について要望を伝えていただきたいなというふうに思います。自己負担なく受けていただけるように、この制度を利用できるようにするべきだというふうに思います。

それからちょっと1点確認なんですけど、今回本当に大変だっただろうなと。診療記録だとか検査結果をどう見るかみたいな話がありましたけれど、私もこの制度そんなに別に明るいわけではないので、今回改めていろいろ調べさせていただいたんですけど、市町村の段階で調査委員会を設置して、請求のための資料

を大阪府に送るという作業が要りますけれど、その段階でも医療的なというか、その因果関係についての評価をしなければならないというふうになってましたかね。何か私そこはちょっと見ていく中で、そこまでのものは求められていないように見受けたような資料があったんですが、そこはどうなんでしょうか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 中原委員のご質問にお答えします。

因果関係までを審査する、認めるということではなく、申請に必要な書類が整っているかどうか。あとは進達はその事案を証明するに必要な書類がそろっているかどうかというのを中心に調査委員会を開いていただいておりますので、その時点で医学的見地からということまでは求められていません。

ただし、調査委員会の委員におかれましては、健康被害についてよく知っていたいでいる先生方に入っていただいておりますので、この内容であれば通る、この内容で進達をしてもいいのではないかといいところまでは見ていただいております。

大里委員長 中原委員。

中原委員 ちょっとよく分からないんですけどね。私は市町村の調査委員会では、請求のために必要な書類をそろえるということに、何というか限るといって、それが全てに近いようなふうに思ってたんですよ。だから、そろった書類を基に、要はそのワクチン接種との因果関係を否定できないというのが、今回のこの救済制度の考え方であって、それは非常に積極的な考え方というふうに思うんですね。

ですので、幅広く対象になるということで進められてきた制度ですから。ただ、その判断を市町村の調査委員会のところで何かそういう意志が働いてしまうとか、そういう運用の仕方になっているのかどうか。なつてたとしたら、ちょっと問題なんじゃないのかなというふうに思うんですけど、それは調査委員会として因果関係を否定できないというふうな判断を、何か書くような場面といふか、何かそういう書類があるんですか、進達するときの書類で。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 進達をするときに調査委員会を開いたこととなりますので、議事録等を付けさせていただいて調査委員会への意見は因果関係を否定できないというふうになったというふうに書いたものを、進達の書類と一緒に提出しております。

ます。

大里委員長 中原委員。

中原委員 それは一つの調査委員会のときの議事録ということですので、特に義務になっているわけではないということなわけですね、進達に当たっての。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 中原委員のご質問にお答えします。

進達に必要な書類につきましては、リーフレットのほうにも書かれていたものになりますので、そこに補足する資料といたしまして議事録をつけている状況です。

大里委員長 中原委員。

中原委員 必要な書類は全て整っていて、岬町の調査委員会で因果関係を否定できないとはいえないという判断になった場合はどうなるんですか。進達しないとかそういうことはないですかね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 委員会において、どのような結果が出たとしても進達はいたします。

大里委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

最後にお尋ねをするんですが、この事務は本当に大変だったんだろうなっていうふうに思っ
て見てますけれど、今年度も保健師の募集が公式LINEであったように思うんですね。毎年のようにありますけれど、現在でも欠員というか、そういう状況にあるのでしょうか。

大里委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今回の募集につきましては、高齢福祉課に配属されていた保健師が年度途中で退職するということで採用募集をしているところです。

大里委員長 中原委員。

中原委員 そうなんですね。じゃあ保健センターの保健師については、何ていうか欠員という考え方がそぐうのかどうか、そもそもよく分かんないんですけど、保健センターとして事務を行うために必要なというか、年度ごとの計画ってあると思うんですけど、これはあれかな、何か川井理事に聞くことじゃないかもしれないんで

すけど、募集を行わなくてはいけないという状況にはないというふうに思っておいたらいいんでしょうかね。

大里委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 保健センターの業務につきましては、年々業務量も増え新しい事業もありますので、どれぐらいの保健師が必要かっていうような部分はなかなか難しいところであります。現実で言いますと、育児休業中の保健師の代替職員が保健師ではなくて看護師で業務に就いています。

また、今までも地域福祉課に配属されていた保健師もある時点で保健センターのほうに配属をさせてもらってのことですので、今の状況で保健センターの業務がどうであるかについては、気にはしているところで、所長とも相談させてもらいながら、また必要に応じて、人事担当とも相談させてもらいたいと思ってるんですけれども、今の現状で業務を進めているところということでご認識いただければと思います。

大里委員長 中原委員。

中原委員 なかなか大変そうだなと思いました。ぜひこれは増員、私は抜本的な増員が必要だと思ってるんですけどね、保健センターについては。松井部長おっしゃられたように、とりわけ近年で言うと子育て支援、出産とかに関わるような新しい事業も入ってきておりますし、仕事量が増えているだろうなということは明白ですので、人員の増員をこの場でも求めておきたいと思います。ありがとうございます。

大里委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 先程の答弁で、もう一つ付け加えたいものがございます。

保健センターの業務の中で保健師、専門職の業務に携わっていますが、それと併せて事務作業もございますので、今事務職員として一人再任用職員も配置させていただいているので、それだけご認識いただけたらと思います。

大里委員長 中原委員。

中原委員 もう終わろかな思ってたけどやね、そんなん言われたらじゃないのですが、いやそんなことを聞いたら、そしたらその事務も当然発生しますよね。本当にまあインターネットって便利でいいのですが、それで仕事は絶対的に増えましたよね。って私は思っています。

だから、何か事業をやったら報告もあつたりして事務も増える。進行管理とか、そういうことは必要なので、それはもう当然のことなんですけれど、何か今の話だと、事務の人もつけてます、だから何とかなってますって聞こえてしまうので、何か私が増員したほうがええって言っているのに、それに対する否定をするような発言のように聞こえましたが、そういう意味なんですか。

大里委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 決してそういう意味ではなくて、体制の中で付け加えることができず、後先になってしまって、そういうふうにイメージされたかも分かりませんが、けれども、事務も大変ということでご理解いただけたらと思います。

大里委員長 中原委員。

中原委員 できる限りの努力をしているという意味ですね。頑張っって手当しているという感じのことを感じました。まあ頑張っっておられることと思いますけど、本当に職員の皆さんあつての住民のやっぱり健康を守っていくってということやと思いますので、増員を改めて求めておきたいと思います。

大里委員長 要望でよろしいでしょうか。

中原委員 はい、結構です。

大里委員長 奥野委員。

奥野委員 もう一点だけ確認させてください。

今回予防接種するに当たり持病の、こういう持病がある方はご遠慮くださいとか、打たないほうがいいんじゃないとか、そういう何か注意喚起的なことは事前にはそういう、こういう持病の方はもう打たないほうがいいよとか、そういうことは、国のほうからも指導はなかったんですか。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。奥野委員のご質問にお答えします。

いわゆる基礎疾患、持病がある方のその種類について指導なりというものはないんですが、コロナに関しましては心筋炎等の、ワクチンによって当初心筋炎の発症があるということがありましたので、ワクチンの種類によっては心臓疾患のある方については主治医に必ずご相談の上、接種を検討してくださいとあり、接種をしないでくださいであるとか、接種をしてください、そういった内容での説明ではなく、基礎疾患等がある方については、必ず主治医にご相談の上、接種を

するしないを決めてくださいという内容になっております。

なので奥野委員おっしゃられるように、こういった持病の方はというようなこととかではなく、広く基礎疾患、持病がある方は、主治医にご相談の上、リスク等も判断した上で、ご自身で接種を決めてくださいという案内になります。

大里委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

大里委員長 満場一致であります。

よって議案第30号は本委員会において可決されました。

本委員会に付託を受けました議案1件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

奥野委員。

奥野委員 すみません。コロナの関連でもう一つだけ、このその他でお聞きしたいんですが、最近でもまだコロナに感染したということ耳に入るんですけど、岬町でどんな感染状況が分かれば、データがあれば教えてください。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センターの川井です。岬町における患者発生状況については分かりません。既にコロナについては5類に移行した後、必ず患者が発生した場合に保健所へ届けるという義務は医療機関にはなくなりました。コロナに関しては、なくなったわけではなく、もちろん今も感染状況は続いている状況です。

大里委員長 他にございませんか。

中原委員。

中原委員 昨年度の取組ですが、この委員会で学童保育を視察に行かせていただいたと。

それに関わって、提言というほどの総合的なものではないにせよ、視察をさせていただいた結果についてご報告をさせていただいて、それに基づいて一定の対応もされるということをお聞きして、ご報告を受けているんですけれども、その報告以後、何か具体的な動き等、それから何かが改善される見通し等があるようであれば、お聞きしたいと思います。お願いします。

大里委員長 回答できますでしょうか。松井部長。

松井しあわせ創造部長 前厚生委員長であります坂原委員長のお名前でご報告をいただきまして、担当と共有をさせていただきながら、取り組めるところは取り組んでいこうと認識をさせていただいたところでございます。

教育委員会の部分につきましては、先般、トイレの部分で一般質問でもありましたように、直ちに町長含めて、教育委員会、都市整備部、学童保育担当の部署で、淡輪学童のトイレのほうを確認をさせていただいて、やはり臭いがするようなどころもありましたので、修繕を教育委員会のほうで直ちにかかっていたいと教育委員会から聞いております。

大里委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

(午前11時03分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和7年6月11日

岬町議会

委 員 長 大 里 武 智